

大和市教育委員会 10月定例会

日 時 平成 29 年 10 月 26 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 前会会議録の承認

4 会議録署名委員の決定

5 教育長の報告

6 議 事

日程第 1 (議案第 46 号) 大和市青少年センター条例の一部を改正する条例
について (諮問)

日程第 2 (議案第 47 号) 大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例
について (諮問)

7 そ の 他

8 閉 会

議案第 46 号

大和市青少年センター条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市青少年センター条例の一部を改正する条例の制定にかかる大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 10 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年 月 日

大和市社会教育委員会議

議長 濱田 嘉昭 殿

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市青少年センター条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市青少年センター条例の一部を改正する条例について、貴会議の意見を求めます。

（改正理由）

大和市青少年センターの移転に伴い、位置について同条例の一部を改正するものです。

大和市青少年センター条例の一部改正について（補足資料）

1. 条例改正の背景

現青少年センターは、老朽化しているため、全庁的な施設の在り方の検討の中で、平成30年4月に図書館跡施設にオープンする（仮称）市民交流センター内へ移転することいたしました。移転後は、従来の青少年相談室との連携にとどまらない、図書館跡施設に入居する他団体との新たな交流により、青少年行政の強化を推進できるものと考えています。

なお、現行の体育室、音楽室などの青少年センターの貸館機能は、市域の様々なより充実した施設を利用していただくこととしますが、会議室1・2については、青少年等が自由に交流できるスペース（時間帯によっては、青少年団体等が予約して集う会議室）として活用し、「公の施設」としての機能を継続していきたいと考えます。

このため、大和市青少年センター条例及び施行規則は、一部改正をしたいと考えます。

2. 基本的な考え方

- ・1階事務室及び会議室1・2を青少年センターとし、青少年健全育成行政の活動拠点とします。
- ・（仮称）市民交流センターは、全体としては「庁舎」と位置付けますが、青少年センター部分は、現状通り「公の施設」とします。
- ・会議室1・2は、青少年の居場所、自由に集える場として市民に開放します。
- ・大和市青少年センター条例は、位置のみについて、一部改正します。

3. 条例の主な改正内容

青少年センターの移転に伴い、次のとおり条例改正を行います。

- ・位置：大和市深見西一丁目2番17号

4. 条例施行日

大和市青少年センター条例の施行日は、（仮称）市民交流センターの開館に合わせ、以下のとおりとします。

- ・平成30年4月1日施行

5. その他

条例の一部改正に合わせ、大和市青少年センター条例施行規則（平成8年3月29日教委規則第2号）は、所要の改正を行います。

大和市青少年センター条例の一部を改正する条例（案）

大和市青少年センター条例（平成8年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「大和市中央一丁目5番14号」を「大和市深見西一丁目2番17号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 47 号

大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例の制定にかかる大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 10 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年 月 日

大和市社会教育委員会議

議長 濱田 嘉昭 殿

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例について、貴会議の意見を求めます。

（改正理由）

大和市青少年相談室の移転に伴い、位置について同条例の一部を改正するものです。

大和市青少年相談室設置条例の一部改正について

青少年センターが（仮称）市民交流センターに移転することに伴い、青少年相談室は（仮称）市民交流センターの3階に移転します。

1. 背景

現施設においては、青少年相談室及びまほろば教室（教育支援教室）の運営上、いくつかの課題がありました。まほろば教室と相談室が3階と1階に分かれていることからまほろば教室に通室する児童・生徒が相談員の支援を受けにくく、職員間の連携もとりにくいことや小学生用の教室がないこと、活動場所が狭く、活動内容が限られてしまうことなどがあげられます。移転先施設では、まほろば教室と相談室がワンフロアに集約され、職員間の連携が密になるとともに、音楽室や多目的室などそれぞれの活動にあったスペースも確保されるため、今までの状況が改善し、相談や教育活動の充実が図られます。

2. 相談者・通室者への対応

以下の通り移転に関する説明を行っています。

平成28年4月 小中校長会にて説明

5月 青少年相談員連絡協議会理事会にて説明

まほろば教室児童生徒へ口頭説明

まほろば教室保護者会にて説明

今後、相談者には随時、説明を行っていきます。

3. 条例改正案の主な内容

（1）新しい青少年相談室の位置

大和市深見西一丁目2番17号

4. 開室日及び開室時間

従前と変更なく、次のとおりです。

（1）青少年相談室

土日祝日及び年末年始を除く午前9時30分から午後4時30分までとします。

（2）教育支援教室（まほろば教室）

土日祝日及び年末年始を除く午前9時から午後3時までとします。

5. 条例施行日について

施行日は平成30年4月1日とします。

大和市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例（案）

大和市青少年相談室設置条例（昭和44年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大和市中央一丁目5番14号」を「大和市深見西一丁目2番17号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。